

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(案)の策定について

日時：令和元年11月12日(火) 11:30～11:35

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

川崎市子どもの権利に関する条例第36条に基づいて行動計画を策定し、市における子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るため。

●付議概要

「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(案)の策定について

第1章 計画の策定にあたって

条例第36条に基づいて策定する。

【計画の期間】令和2年度～令和4年度

第2章 これまでの取組の成果と課題

基本目標に基づく第5次行動計画までの取組の成果と子どもの権利をめぐる課題について

第3章 計画の基本的な考え方と体系

6つの基本理念、3つの基本目標、5つの施策の方向に基づき、子どもの権利を保障する施策を推進する。

第4章 推進施策と取組

条例の条文に基づく24の推進施策を位置づけ、45の取組を推進する。

第5章 重点的取組

子どもの権利をめぐる課題や川崎市子どもの権利委員会からの意見を踏まえ、2つの重点的取組を位置づけ、組織横断的に課題や情報の共有を図りながら取組を推進する。

・重点1：虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

・重点2：子どもの参加を支援する取組

第6章 推進体制及び評価・検証

「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら評価を実施し、評価結果を公表する。

●結論

案のとおり了承。